

林業公社等の抜本改革に関する緊急提言

わが国では昭和30年代の初め、経済の急激な拡大に伴い木材需要が増大したことを背景として安定的な供給のため森林資源の整備、充実が不可欠であることから、国の政策の一環として急速かつ計画的な拡大造林政策が講じられた。

林業公社等は、こうした国の推進する拡大造林政策の担い手として、分収林特別措置法に基づき分収林事業を進めてきたものであり、国家的な課題であった森林資源の充実や、農山村地域経済の基盤の確立、また、水源林の造成などに重要な役割を果たしてきた。

しかし、国はあわせて行った木材輸入の自由化政策により木材価額の低迷を招くとともに、分収林契約について、地方を画一的に指導し、当時の農林漁業金融公庫に対する高金利負担を各林業公社等に負わせた。

このような国策の失敗により各林業公社等は多額の累積債務を抱えた厳しい経営状況にある。

こうした中、各林業公社等は、国が措置した様々な施策を活用しながら経営改善に向けた取組を積極的に行っているが、現在の森林・林業を取り巻く状況からすれば、経営の安定化を図り、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮していくためには、各地方自治体の支援が不可欠であるが、地方財政に重大な影響を及ぼすことが危惧される。

については、厳しい財政状況にある地方自治体が、林業公社等の経営改善の取組に対して様々な支援を行うことに対して財政負担の軽減が図れるよう、次の支援措置を講じることを提言する。

1. 融資制度や地財措置の拡充による抜本的な既往債務対策の実施

林業公社等が、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮し、安定的に事業展開を図ることができるよう、抜本的な既往債務対策として、次のような新たな措置を講じること。

なお、この場合、各府県が林業公社等から債務を引き受けることにより経営支援を行う場合においても、同様の措置を講じること。

株式会社日本政策金融公庫資金の既往債務に対する利息負担の軽減、伐採時期に合わせた償還が可能となる新たな金融制度の創設

特別交付税措置の拡充や新たな起債制度の創設などの地方財政措置の充実

2. 経営改善に資する事業実施に向けた施策の強化

林業公社等の経営改善に資するため、木材生産流通施策の充実および森林の新しい価値に着目したビジネス創造のための施策の強化を図ること。

平成20年11月11日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川	一誠
三重県知事	野呂	昭彦
滋賀県知事	嘉田	由紀子
京都府知事	山田	啓二
大阪府知事	橋下	徹
兵庫県知事	井戸	敏三
奈良県知事	荒井	正吾
和歌山県知事	仁坂	吉伸
徳島県知事	飯泉	嘉門
鳥取県知事	平井	伸治